

# 令和8年度 人間ドック・脳ドック健診実施要領

三重県自動車販売健康保険組合

## 1. 目的

この健診は被保険者・被扶養者の健康維持管理・増進、及び疾病の予防を図ることを目的として実施する。

## 2. 対象者

- (1) 40歳以上の被保険者及び被扶養者。
- (2) 35歳以上40歳未満で生活習慣の改善指導を必要とする者。(人間ドックのみ)
- (3) 脳ドック健診については、3年に1回の健診とする

## 3. 健診委託医療機関

委託医療機関は「別添」のとおり。

## 4. 費用の負担

- (1) 健診費用は「契約金額一覧表」を参照。  
**組合負担額は次の通りとし、その超過額を自己負担とします。(令和8年度より変更)**

人間ドック	25,000円
脳ドック	22,000円
人間ドック+脳ドック	43,000円

その他オプションについては全額自己負担とする

## 5. 受診の申込

健診を希望する者は、別添「令和8年度人間ドック・脳ドック健診申込書」(健診様式1)を健康保険組合へ提出し、承認を受けるものとする。  
※人間ドック+脳ドックは同時受診を原則とする。別々の医療機関では補助の対象にはなりません。

## 6. 実施件数(定員)

- (1) 人間ドック健診 1000名
- (2) 脳ドック健診 30名
- (3) 人間ドック健診+脳ドック健診 200名

## 7. 申込の期限及び締め切り受診期間

各健診の申込期限は、令和8年5月8日迄とする。但し、いずれの健診も定員になりしだい申込を締め切る。また、受診期間は、令和8年4月から令和8年12月末迄とする。

## 8. 健診の実施日と結果通知

### (1) 健診の実施日

健診の実施日は委託医療機関から別途通知されるものであること。

なお、実施予定日に受診ができない場合は、申込者本人から直接医療機関に、実施予定日の変更を申し出るものとする。

### (2) 健診結果

健診結果は本人への通知とともに、健康保険組合に1部が送付されるものであり、このことについて「不同意」の場合は受診対象から除くものとする。

## 9. 委託医療機関以外での健診にかかる取扱い

### (1) 健診医療機関

健診医療機関は、基本、委託医療機関とするが、受診者の居住地、勤務地等の事情により委託医療機関での受診が困難な場合は、委託医療機関以外の健診医療機関での受診を可能とする。

なお、健診申込については、受診者本人が直接健診医療機関に対し行うものとする。

### (2) 健診費用の負担

受診者は、健診医療機関で、一旦、健診費用の全額を支払う。

組合負担額については、受診者からの「人間ドック等受診費用補助金申請書」の提出により支払うこととする。

「人間ドック等受診費用補助金申請書」には、委託医療機関以外での受診理由を明記のうえ、健診費用の領収書(原本)と健診結果(特定健診にかかる問診結果も含む)の写しを添付すること。

※「人間ドック等受診費用補助実施要領」は、後日、連絡いたします。